

1. あなたに対する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス 訪問リハビリテーション マンダリン	
所在地	栃木県栃木市大平町西水代1943-1	
代表者名	町田 敏	
介護保険事業所番号	0910311075	
電話番号	整形外科メディカルパパス 訪問リハビリテーション マンダリン	0282-45-1366 0282-43-6656
サービス提供地域	栃木市	

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

- (2) (事業の目的)

第1条 医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者等に対して適正な指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

- (運営の方針)

第2条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有するに能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図るように勤めるものである。

(3) 事業所の職員体制（令和4年8月1日現在）

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	医師	1名 (兼務)		管理	1名
管理代行責任者	理学療法士	1名 (兼務)		管理	1名
医 師	医師	1名以上 (兼務)		医療	1名以上
理学療法士	理学療法士	1名以上 (兼務)		理学療法	1名以上
事 務		1名 (兼務)		事務	1名

(4) 営業

月 ～ 金	午前 9 時 ～ 午後 5 時
-------	-----------------

※ 祝日、日曜日・夏季8月13日～16日・冬季12月31日から1月3日までは休業とします。

※ 条件により調整可。

3. サービスの利用について

(1) サービスの利用開始

まずは、担当の介護支援専門員にご相談下さい。契約を締結した後、サービス提供を開始します。

事業者が提供する指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのうち、利用者の利用するサービスの内容、利用回数及び利用料について、契約時等に説明し、利用者の合意を得ます。

担当の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目的に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問リハビリテーション計画を作成します。

(2) サービス内容の変更

利用者は、いつでも訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容を変更するよう申し出ることができます。

事業者は、利用者からの申出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビ

リテーションの内容を変更します。

サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは、利用者が変更後に利用する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書を交わします。

※ 適用を受けないサービスの説明

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の合意を得ます。

(3) 経過観察・再評価

事業者は、次の各号に定める事項を行います

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅介護支援事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの支援を行います。

(4) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

原則文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

- ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

- ④ 利用者が正当な理由無く利用料を滞納した場合、これを話し合いにより解決できない場合

4. 利用料金

(1) 利用料

基本料金	1回につき	要介護 308円 要支援 298円
------	-------	----------------------

(2) 加算・減算

項 目	加 算 単 位
指定訪問リハビリテーション	
・短期集中リハビリテーション実施加算（3月以内）	200円/日
・訪問リハビリテーション計画診療未実施減算	-50円/回
・訪問リハビリテーションサービス提供体制加算Ⅰ	6円/回
介護予防訪問リハビリテーション	
・予防短期集中リハビリテーション実施加算（3月以内）	200円/日
・予防訪問リハビリテーション計画診療未実施減算	-50円/回
・予防訪問リハビリテーションサービス提供体制加算Ⅰ	6円/回
・予防訪問リハ12月超減算（利用開始から1年を超えた場合）	-30円/回

※該当の方には詳しくご説明いたします。

(2) 解約料

利用者はいつでも原則文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(3) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月初めまでに前月分の請求をいたします。

ゆうちょ銀行は、毎月15日（25日再振替）、その他の銀行は、毎月20日の口座振替でのお支払いとなります。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

(4) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

5. 運営の方針

- ① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、公正な援助を行ないます。
- ③ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 理学療法士等に対する贈り物や飲食のもてなし等は、ご遠慮させていただきます。

7. サービス利用にあたっての禁止事項

- ① 宗教や信条の相違で、職員を攻撃し、自己の利益のために職員の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで職員に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事務所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。
- ⑤ 他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

8. サービス内容に関する苦情

① 訪問リハビリテーション マンダリン利用者相談・苦情担当

訪問リハビリテーション マンダリンの居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

「訪問リハビリテーション マンダリン」 担 当 青木・橋本・総務部
電話：0282-43-6656 FAX：0282-43-1020
受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）

② その他

訪問リハビリテーション マンダリン以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当 栃木市高齢福祉課

所在地：栃木県栃木市万町9番25号

電話番号：0282-21-2251

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

担当 栃木県国民健康保険団体連合会

所在地：栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階

電話番号：028-643-5400（介護福祉課）

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

担当 栃木県社会福祉協議会

所在地：栃木県宇都宮市若草1-10-6

電話番号：028-622-0524

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

サービス提供により事故・問題が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。また、責任者は、発生した事故・問題の内容を確認し、その事故・問題の発生原因を職員とともに究明し、再発防止に努めます。

10. 緊急時の対応方法

- ①担当医師及び併設診療所医師が対応する。
- ②専門治療が必要な場合は、他医に紹介する。
- ③主治の医師に連絡する。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス提供にあたり利用者に対して、契約書及び本書面に基いて重要な事項を説明しました。

名称	医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス 訪問リハビリテーション マンダリン
代表者	理事長 町田 敏
本部所在地	〒329-4423 栃木県栃木市太平町西水代1943-1
電話番号	0282-45-1366 (代表)
設立	令和4年6月28日

私は、契約書および本書面により、事業者から指定訪問リハビリテーション・介護予防リハビリテーションについて重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いについての説明を受け、利用目的の範囲内で使用することに同意します。

＜説明確認欄＞

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

注・本重要説明書と同時に「契約書」にも署名、捺印し、2件の同意を持って契約開始とします。